

# 令和7年度 普通交付税の再算定結果について

## 決 定 額

(単位:億円)

区分	再算定による 変更決定額 A	当初決定額 B	増加額 A-B
道府県分	98,383	92,722	5,661
市町村分	92,037	85,475	6,562
合 計	190,421	178,198	12,223

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、端数において合計とは合致しないものがある。

## 再算定結果 (財源不足団体)

### 1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額

(単位:億円)

区分	道 府 県 分			市 町 村 分		
	再 算 定 A	当 初 算 定 B	増 減 額 A-B	再 算 定 C	当 初 算 定 D	増 減 額 C-D
基準財政需要額	233,390	227,851	5,540	255,724	249,286	6,384
基準財政収入額	135,007	135,009	△ 2	163,686	163,687	△ 1
交付基準額	98,383	92,842	5,541	92,037	85,605	6,432
普通交付税額	98,383	92,722	5,661	92,037	85,475	6,562

- (注) 1 本表は、再算定後の財源不足団体について作成している。  
 2 基準財政収入額の増減額は、地方揮発油税の当分の間税率の廃止によって生じる令和7年度中の地方揮発油譲与税の減収見込額を反映したものである。  
 3 再算定により新たに財源不足となった団体における当初算定の財源超過額(6億円)は、当初算定の交付基準額から除いている。  
 4 当初算定における交付基準額と普通交付税額との差は調整額である。  
 5 表示単位未満を四捨五入しているため、端数において合計とは合致しないものがある。

## 2 再算定の内容

### 1 「臨時経済対策費」の創設

地方団体が、経済対策の事業や委託料等の物価高対応等を円滑に実施するために必要となる経費を算定するため、基準財政需要額の臨時費目として「臨時経済対策費」を創設。

#### ＜算定方法＞

- ・ 経済対策の事業分について、人口を基本とした上で、地域の基幹産業の活性化、こども・子育て支援等に関する客観的な指標を用いて算定。

##### (算定に用いた指標)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| ・ 一人当たり各産業売上高 | ・ 年少者人口比率 |
| ・ 一人当たり事業所数   | ・ 高齢者人口比率 |
|               | ・ 障害者人口比率 |

※ 平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判所判決への対応を踏まえた保護費の追加支給に必要となる経費については、各地方団体の生活扶助受給者数に応じて算定。

- ・ また、委託料等の物価高対応分について、人口を基本とした上で、人口密度を反映して算定。

### 2 「給与改定費」の創設

地方公務員の給与改定に必要となる経費を算定するため、基準財政需要額の臨時費目として「給与改定費」を創設。

#### ＜算定方法＞

- ・ 人口を基本とした上で、法令により定数が定められている義務教育・高等学校の教職員数や警察職員数等を反映して算定。

### 3 「臨時財政対策債償還基金費」の創設

地方団体が臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費を算定するため、基準財政需要額の臨時費目として「臨時財政対策債償還基金費」を創設。

#### <算定方法>

- ・ 各地方団体の令和8年度及び令和9年度の普通交付税算定で見込まれる臨時財政対策債償還費の一定割合を算定。